

平成 2 9 年 第 1 回

各務原市議会定例会議案

平成 2 9 年 3 月 8 日

目 次

議第 1 号	平成 2 9 年度各務原市一般会計予算	別冊
議第 2 号	平成 2 9 年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第 3 号	平成 2 9 年度各務原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第 4 号	平成 2 9 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議第 5 号	平成 2 9 年度各務原市下水道事業特別会計予算	別冊
議第 6 号	平成 2 9 年度各務原市水道事業会計予算	別冊
議第 7 号	平成 2 8 年度各務原市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議第 8 号	平成 2 8 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第 9 号	平成 2 8 年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第 1 0 号	平成 2 8 年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 1 1 号	各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 1 2 号	各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 1 3 号	各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	7 頁
議第 1 4 号	各務原市税条例等の一部を改正する条例について	1 0 頁
議第 1 5 号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 8 頁
議第 1 6 号	各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について	2 0 頁
議第 1 7 号	各務原市教育センター条例について	2 3 頁
議第 1 8 号	各務原市図書館条例の一部を改正する条例について	2 6 頁
議第 1 9 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	2 8 頁
議第 2 0 号	各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	3 3 頁
議第 2 1 号	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会の設置に関する協議について	3 5 頁
議第 2 2 号	電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について	4 0 頁
議第 2 3 号	市道路線の廃止及び認定について（市道川 2 2 7 2 号線）	4 2 頁
議第 2 4 号	各務原市副市長の選任について	4 5 頁
議第 2 5 号	各務原市監査委員の選任について	4 7 頁

議第 26 号	各務原市公平委員会委員の選任について	49 頁
議第 27 号	人権擁護委員候補者の推薦について	51 頁

議第 1 1 号

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 3 月 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

識見を有する監査委員の報酬の額を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

識見を有する監査委員	月額	45,000円
------------	----	---------

 を

「

識見を有する監査委員	月額	65,000円
------------	----	---------

 に、

「

介護認定審査会	委員	日額	16,000円
---------	----	----	---------

 を

「

介護認定審査会	委員	日額(審査判定業務)	16,000円
		日額(審査判定以外の業務)	8,000円

 に、

「

教育支援委員会	委員	日額	7,500円
---------	----	----	--------

 を

「

教育支援委員会	委員	日額	7,500円
教育センター運営委員会	委員	日額	6,500円

 に

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、

「

教育支援委員会	委員	日額	7,500円
---------	----	----	--------

 を

「

教育支援委員会	委員	日額	7,500円
教育センター運営委員会	委員	日額	6,500円

 に

改める部分は、平成29年7月15日から施行する。

議第 1 2 号

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 3 月 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

休暇の種類に介護時間を加える等のため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(各務原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障があるものを」を「要介護者を」に改め、「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」を加え、「日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、

前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が配偶者」を「職員が要介護者（配偶者）に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内」を「指定期間内」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第17条第2項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正前の各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第2項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市の規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（市の規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

議第13号

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1）育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

（1）育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、

当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第19条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加え、「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間」に改め、同条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間」を「当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第14号

各務原市税条例等の一部を改正する条例について

各務原市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市税条例等の一部を改正する条例

(各務原市税条例の一部改正)

第1条 各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第15条第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に改める。

第2条 各務原市税条例の一部を次のように改正する。

第7条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第9条中「）、第41条の7、第55条」の次に「、第67条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第81条の4第1項」を「第67条の6第1項の申告書、第81条の4第1項」に改める。

第20条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第66条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第66条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって、軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第66条の2及び第67条を次のように改める。

(軽自動車税の課税免除)

第66条の2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第67条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第66条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車

等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第67条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第67条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第67条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第67条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第67条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない

ない。

(環境性能割の申告納付)

第67条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第67条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第67条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第76条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第68条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第69条の見出し、同条第1項及び第2項並びに第71条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第73条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第66条第2項」を「第67条第1項」に改める。

第74条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第66条第2項」を「第67条第1項」に改める。

第75条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる」に、「市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する軽自動車税」を「必要と認めるものに対しては、種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第76条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次の各号」を「次」に改め、「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「前項以外の者で、身体に障害を有する者」を「市長は、前項以外の者であって身体に障害を有するもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第3項中「第2項」を「前項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項及び第5項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第77条第2項中「第443条若しくは第66条の2又は第66条第3項ただし

書」を「第445条又は第66条第3項ただし書若しくは第67条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第14条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岐阜県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の3 市長は、当分の間、第67条の8の規定にかかわらず、岐阜県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の4 第67条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岐阜県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の5 市は、岐阜県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岐阜県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第67条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第67条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第15条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第44

4条第3項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第15条第2項から第4項までを削る。

（各務原市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 各務原市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第68条及び新条例」を「各務原市税条例第68条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第68条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第68条第2号ア（ウ） a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第68条第2号ア（ウ） b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第15条	第68条	各務原市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第68条
附則第15条の表第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第68条第2号ア（イ）
	3,900円	3,100円
附則第15条の表第2号ア（ウ） aの項	第2号ア（ウ） a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第68条第2号ア（ウ） a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

附則第15条の表第2号 ア（ウ）bの項	第2号ア（ウ）b	平成26年改正条例附則 第5条の規定により読み 替えて適用される第68 条第2号ア（ウ）b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第4条 各務原市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第9条第3号の項中「第81条の4第1項」を「第67条の6第1項の申告書、第81条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の各務原市税条例（次条において「31年新条例」という。）第20条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議第15号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例(昭和38年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

第19条第1項第1号中「また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、同項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第11条第1項及び第19条第1項第1号の改正規定は公布の日から、同項第2号及び第3号の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の各務原市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第16号

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

平成29年度における保険料額の特例を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例

各務原市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則中第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

附則第9条の前の見出しを削り、同条を附則第10条とし、同条の前に見出しとして「（川島町の編入に伴う経過措置）」を付する。

附則中第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料額の特例）

第8条 平成29年度における保険料額は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 2万9,400円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 3万8,220円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 4万4,100円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 5万2,920円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 5万8,800円
- (6) 令附則第20条第1項第6号に掲げる者 7万560円
- (7) 令附則第20条第1項第7号に掲げる者 7万6,440円
- (8) 令附則第20条第1項第8号に掲げる者 8万8,200円
- (9) 令附則第20条第1項第9号に掲げる者 9万9,960円
- (10) 令附則第20条第1項第10号に掲げる者 10万5,840円

2 平成29年度における令附則第20条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。

3 平成29年度における令附則第20条第1項第7号イの市町村が定める額は、190万円とする。

4 平成29年度における令附則第20条第1項第8号イの市町村が定める額は、290万円とする。

5 平成29年度における令附則第20条第1項第9号イの市町村が定める額は、400万円とする。

6 第1項第1号に規定する第1号被保険者の平成29年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、2万6,460円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第17号

各務原市教育センター条例について

各務原市教育センター条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

市に教育センターを設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市教育センター条例

(設置)

第1条 子どもの発達及び教育に係る相談及び支援、教職員の研修等を行う機関を集約し、教育活動の円滑化を図り、教育の充実及び振興に資するため、市に教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
各務原市教育センター	各務原市那加門前町3丁目1番地3

(事業)

第3条 各務原市教育センター（以下「教育センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの発達及び教育に係る相談及び支援に関すること。
- (2) 教職員の研修に関すること。
- (3) 教育に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 特別支援教育等に関する市民への普及啓発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(利用の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償の義務)

第5条 教育センターを利用する者は、当該利用に際し、建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員)

第6条 教育センターに所長その他の必要な職員を置く。

(運営委員会)

第7条 教育センターの運営に関する重要な事項について審議するため、各務原市教

育センター運営委員会（次項において「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1）学校教育及び社会教育の関係者

（2）学識経験を有する者

（3）関係行政機関の職員

（4）その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年7月15日から施行する。

議第18号

各務原市図書館条例の一部を改正する条例について

各務原市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

中央図書館の第1研修室を廃止する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市図書館条例の一部を改正する条例

各務原市図書館条例（昭和53年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1研修室の項、第2研修室の項及び第3研修室の項を削り、同表中

「第4研修室」を「会議室」に改め、同表会議室の項及びリハーサル室の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の別表に規定する第4研修室の使用の許可を受けている者は、改正後の別表に規定する会議室の使用の許可を受けたものとみなす。

議第19号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表24の項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同項第4号中「第8条第1号イ（2）」を「第10条第1号イ（2）」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号を同項第6号とし、同項第2号中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第8条第1号イ（2）」を「省令第10条第1号イ（2）」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号を同項第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

<p>1 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定申請書の提出又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に対する審査</p>	<p>1 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請書</p>	<p>1 ア 住宅以外の建築物（工場等を除く。）について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号ロの基準を満たしていることを確認する場合 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 9万2,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 15万4,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 24万8,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 32万4,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 39万円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 45万7,000円 イ 住宅以外の建築物（工場等を除く。）で、アに掲げる場合以外の場合 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 25万6,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 40万7,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 58万円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 71万1,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 83万8,000円</p>	<p>1 左記の「工場等」とは、工場、倉庫その他市長が定める用途に供する建築物をいう。 2 左記の「床面積」とは、法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積をいう。 3 ア又はイの建築物に工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、ア又はイの区分に掲げる当該建築物の部分（工場等の部分を除く。）の床面積に応じた額にウの区分に掲げる当該工場等の部分の床面積に応じた額を合計した額とする。ただし、ア又はイの区分に掲げる当該建築物の床面積に応じた額を超える場合は、ア又はイの区分に掲げる当該建</p>
---	-------------------------------	--	---

		<p>(カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 95万6,000円</p> <p>ウ 工場等</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 1万9,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 4万円</p> <p>(ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 9万9,000円</p> <p>(エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 15万1,000円</p> <p>(オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 18万7,000円</p> <p>(カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 23万3,000円</p>	<p>建築物の床面積に応じた額とする。</p> <p>4 前記3の規定にかかわらず、建築物の主たる用途が工場等であって、工場等として審査を行うことが適当なものとして市長が定めるものについて省令第1条第1項第1号口の基準を満たしていることを確認する場合の手数料の額は、ウの区分に掲げる当該建築物の床面積に応じた額とする。</p>
2 法第12条第2項に規定する変更後の建築物エネルギー消費性能判定変更申請書の提出又は法第13条第3項に規定する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料	<p>1 ア 住宅以外の建築物（工場等を除く。）について、省令第1条第1項第1号口の基準を満たしていることを確認する場合</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 4万7,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 8万円</p> <p>(ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 13万3,000円</p> <p>(エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 17万6,000円</p> <p>(オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 21万2,000円</p> <p>(カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 25万円</p> <p>イ 住宅以外の建築物（工場等を除く。）で、アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 12万9,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 20万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 29万</p>	<p>1 左記の「工場等」とは、工場、倉庫その他市長が定める用途に供する建築物をいう。</p> <p>2 左記の「床面積」とは、法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積をいう。</p> <p>3 ア又はイの建築物に工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、ア又はイの区分に掲げる当該建築物の部分（工場等の部分を除く。）の床面積に応じた額にウの区分に掲げる当該工場等の部分の床面積に応じた額を合計した</p>

<p>に対する審査</p>		<p>8,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 36万9,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 43万6,000円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 50万円 ウ 工場等 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 1万1,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 2万2,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 5万8,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 8万9,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 11万円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 13万8,000円</p>	<p>額とする。ただし、ア又はイの区分に掲げる当該建築物の床面積に応じた額を超える場合は、ア又はイの区分に掲げる当該建築物の床面積に応じた額とする。 4 前記3の規定にかかわらず、建築物の主たる用途が工場等であって、工場等として審査を行うことが適当なものとして市長が定めるものについて省令第1条第1項第1号口の基準を満たしていることを確認する場合の手数料の額は、ウの区分に掲げる当該建築物の床面積に応じた額とする。</p>
<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による求め</p>	<p>軽微な変更に関する証明書の提出手数料</p>	<p>1 ア 住宅以外の建築物（工場等を除く。）について、省令第1条第1項第1号口の基準を満たしていることを確認する場合 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 2万3,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 4万円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 6万6,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 8万8,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 10万6,000円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 12万5,000円 イ 住宅以外の建築物（工場等を除く。）で、</p>	<p>1 左記の「工場等」とは、工場、倉庫その他市長が定める用途に供する建築物をいう。 2 左記の「床面積」とは、法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積をいう。 3 ア又はイの建築物に工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、ア又はイの区分に掲げる当該建</p>

<p>に対する審査</p>	<p>アに掲げる場合以外の場合 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 6万4,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 10万3,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 14万9,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 18万4,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 21万8,000円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 25万円 ウ 工場等 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 5,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1万1,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 2万9,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 4万4,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 5万5,000円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 6万9,000円</p>	<p>建築物の部分（工場等の部分を除く。）の床面積に応じた額にウの区分に掲げる当該工場等の部分の床面積に応じた額を合計した額とする。ただし、ア又はイの区分に掲げる当該建築物の床面積に応じた額を超える場合は、ア又はイの区分に掲げる当該建築物の床面積に応じた額とする。</p> <p>4 前記3の規定にかかわらず、建築物の主たる用途が工場等であって、工場等として審査を行うことが適当なものとして市長が定めるものについて省令第1条第1項第1号口の基準を満たしていることを確認する場合の手数料の額は、ウの区分に掲げる当該建築物の床面積に応じた額とする。</p>
---------------	--	--

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第20号

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

介護時間に係る給与の減額を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第33号）
の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第15条第2項中「子」を「子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。）」に、「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「介護休暇」の次に「又は勤務時間条例第16条の2第1項に規定する介護時間」を加える。

第17条中「（平成3年法律第110号）」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 2 1 号

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会の設置に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、岐阜県と岐阜かかみがはら航空宇宙博物館に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、協議により次のように規約を定め、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会を設置するものとする。

平成 2 9 年 3 月 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（以下「博物館」という。）に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける地方公共団体)

第3条 協議会は、岐阜県（以下「県」という。）及び各務原市（以下「市」という。）がこれを設ける。

(担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 博物館の運営の基本的事項に関する事務
- (2) 博物館の維持管理に関する事務
- (3) その他博物館の運営に関し必要な事務

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、各務原市下切町5丁目1番地に置く。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員若干人をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、岐阜県知事（以下「知事」という。）及び各務原市長（以下「市長」という。）が協議して定めた者をもって、それぞれ充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、知事及び市長が協議のうえ、これを選任する。

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長がともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたと

きは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 協議会の会議は、会議の構成員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 4 協議会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第11条 協議会に幹事若干人を置き、県及び市の常勤の職員のうちから知事及び市長の同意を得て、会長が選任する。

- 2 幹事は、幹事会を組織し、協議会の会議で審議する事項をあらかじめ調査する。
- 3 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(職員)

第12条 知事及び市長は、協議会の担任する事務に従事する職員を、それぞれ県及び市の常勤の職員のうちから、選任するものとする。

- 2 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任を求めることができる。

(職員の職務)

第13条 職員は、会長の命を受け、協議会の事務に従事する。

(県及び市の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会が、その担任する事務を県及び市の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務を県及び市の当該事務に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 前項の条例、規則その他の規程を改廃しようとする場合においては、あらかじめ知事及び市長は、相互に協議しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第15条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、県及び市が負担する。

- 2 前項の規定により負担すべき額は、毎年度知事及び市長の協議によって定めるものとし、その負担割合は、それぞれ2分の1とする。

3 前項の規定により県及び市が負担すべき額のうち、協議会に交付すべきものについては、県及び市は、これを年度開始後直ちに協議会に交付しなければならない。

(予算及び決算)

第16条 協議会の予算は、前条第3項の規定により交付される負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する費用のうち次に掲げるものをその歳出とする。

(1) 賃金

(2) 報償費

(3) 旅費

(4) 需用費

(5) 役務費

(6) 使用料及び賃借料

2 前項の規定により協議会の予算に計上するものを除くほか、協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、それぞれ県及び市の予算に計上し、それぞれ知事及び市長が執行する。

3 協議会の予算及び決算は、協議会の会議の議決又は承認を経なければならない。

4 協議会の予算の調製、予算の執行、決算の調製、会計年度等については、地方自治法（昭和22年法律第67号）の例によるものとし、その事務は、会長が行う。

(出納及び現金の保管)

第17条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法)

第18条 協議会の担任する事務の用に供する財産又は公の施設に関しては、県及び市が協議してそれぞれ取得し、若しくは処分し、又は設置し、若しくは廃止するものとし、当該財産又は公の施設の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産又は公の施設を管理する場合には、当該管理を県及び市の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。

3 前項の条例、規則その他の規程を改廃しようとする場合には、第14条第

2項の規定を準用する。

- 4 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びにこれらの管理に関しては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事及び市長が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれを行うものとする。

(費用弁償等)

第19条 会長、副会長、委員、幹事及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程でこれを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、県及び市がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

- 2 前項の規定による決算は、事務を承継した知事及び市長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

(協議会の規程)

第21条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、その会議を経て、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議第 2 2 号

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 の規定により、山口市及び下呂市との間の電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約を次のように変更するものとする。

平成 2 9 年 3 月 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

委託市に美濃加茂市を加えるため、この規約を定めようとする。

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の一部を改正する規約
電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約（平成24年9月26日各務原市
議会議決）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び下呂市」を「、下呂市及び美濃加茂市」に改める。

附 則

この規約は、平成30年2月13日から施行する。

議第23号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

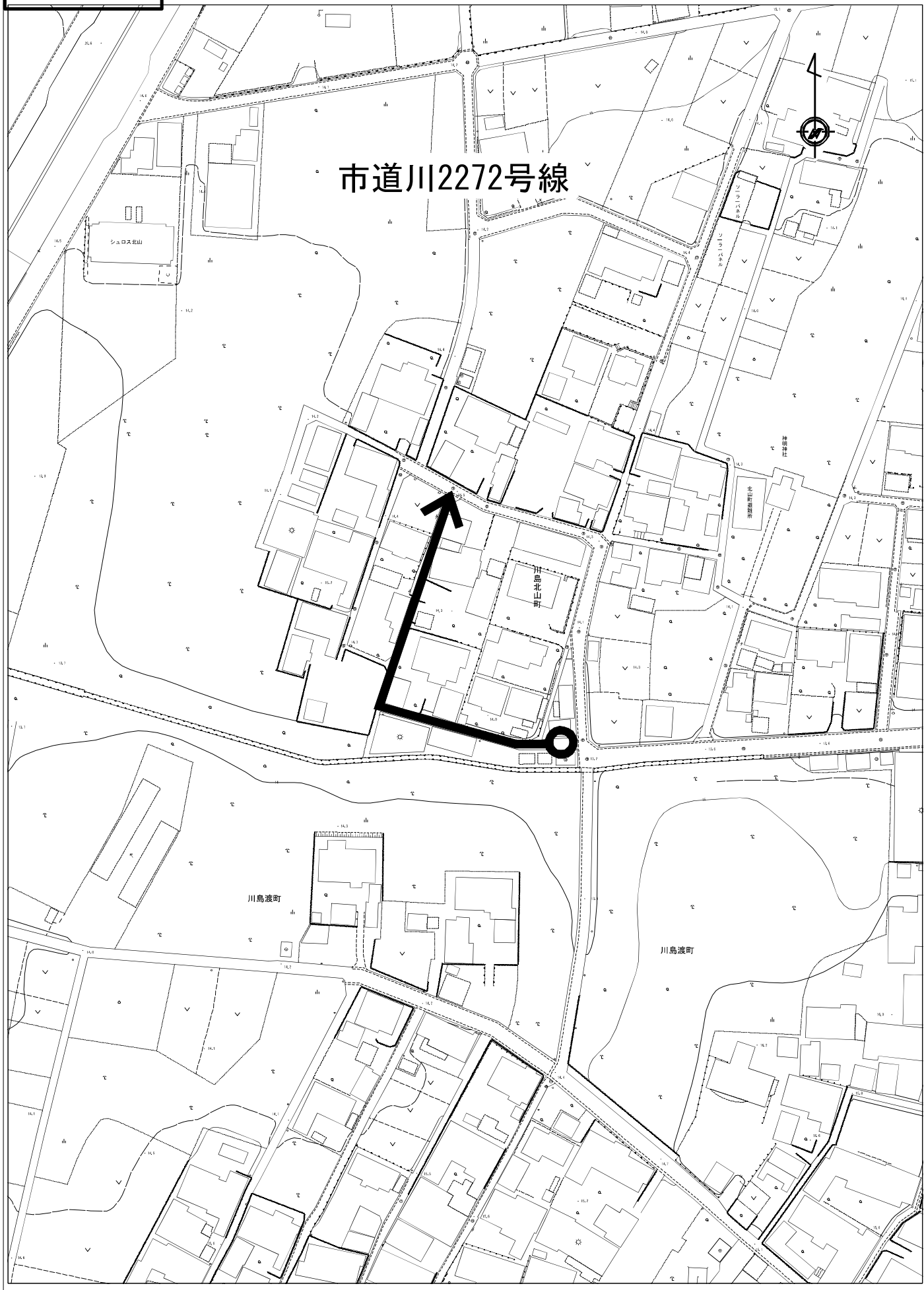
都市再生整備計画事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

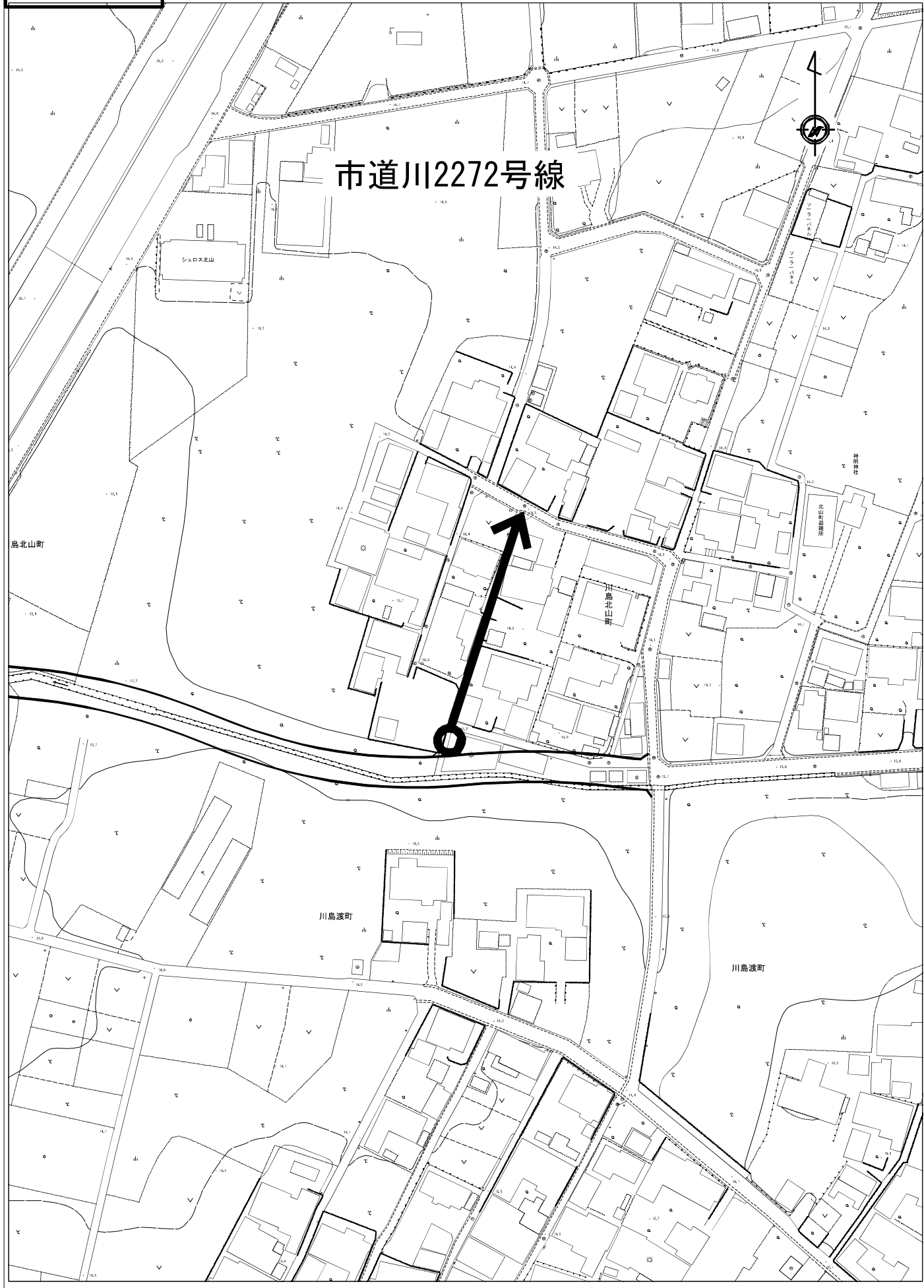
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 川2272号線	各務原市川島北山町字道南952番3	地先から
	各務原市川島北山町字道南943番1	地先まで

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 川2272号線	各務原市川島北山町字道南938番	地先から
	各務原市川島北山町字道南943番1	地先まで





議第24号

各務原市副市長の選任について

各務原市副市長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市下切町※※※※※※※※※※

氏 名 磯谷均

生年月日 昭和31年※※月※※日

提案理由

各務原市副市長磯谷均氏の任期が3月31日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第 25 号

各務原市監査委員の選任について

各務原市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成 29 年 3 月 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市各務西町※※※※※※※※※

氏 名 五 島 浩 利

生年月日 昭和 27 年※※月※※日

提案理由

各務原市監査委員磯野孝博氏の任期が 4 月 1 日に満了するため、その後任に五島浩利氏を選任しようとする。

議第26号

各務原市公平委員会委員の選任について

各務原市公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 岐阜市江川町※※※※※※※※※※※

氏 名 森川幸江

生年月日 昭和22年※※月※※日

提案理由

各務原市公平委員会委員森川幸江氏の任期が3月31日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第 27 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 29 年 3 月 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市那加不動丘※※※※※※※※

氏 名 島 田 和 敏

生年月日 昭和 25 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員梶原上氏の任期が 6 月 30 日に満了するため、その後任の候補者に島田和敏氏を推薦しようとする。

